九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

宋元時代の白雲宗門

重松，俊章

https://doi.org/10.15017/2344460

出版情報：史淵. 2, pp.39-55, 1930-12-28. 九州帝国大学法文学部
バージョン：
権利関係：

宋元時代の白雲宗門

重松俊章

一

支那歴代の叛亂中で、宗教上の異端邪流の徒が民衆を煽動教唆して、數々王朝の倒壞を招來するやうな大亂を釀成したことは、漢末の黄巾、元末の紅巾、清末の白蓮、太平天國、義和團匪などの例によつて人々のよく知る所である。仍で歴代の爲政者はこれらの異端邪宗門の發生や流布に對して極度に神經を惱まし、嚴重な彈壓や取締を之に加へて亂源を未萌に塞ぐといふ政策を持續して來たものである。

明律集解附例、祭祀律の條には、

凡師巫、假二降邪神、書符、呪水。扶鸞、禱聖一。自號二端公、太保、師婆一。及妄稱二彌勒佛、白蓮社、明尊教、白雲宗等會一。一應二左道亂正之術一。或隱二藏圖像一。燒香集會。夜聚曉散。佯修二善事一。扇二惑人民一。爲二首者絞。爲二從者各杖一百。流三千里。

といふ邪教禁止の明文がある。此の中に掲げた彌勒佛、白蓮社(白蓮教)、明尊教(摩尼教)などの異端宗門が唐末以來の支那近世史上で、屢々叛亂を起して國家を倒し、社會を亂したことは、支那史を讀む者の一般に知悉せる

所であるが、獨、白雲宗に至つてはかゝる大亂を惹起するの機會がなかつただけに、極めて少數專門家の外は、此の宗門の歷史に關心を有つ者がない狀態である。之れ余が此處に、一小篇を草して識者の叱正を乞ふ所以である。

此の宗の起源は北宋の末期で、その興起の顚末や開宗當時の官僚、敎敵の迫害などについては宋沙門良渚（宗鑑）の釋門正統や同、志磐の佛祖統紀、或は元僧覺岸の釋氏稽古や元史等に斷片的ではあるが多少の文獻が散見してゐる。今是等の材料により初に先づ宗祖淸覺の傳紀や開敎の狀態を述べる。

釋門正統（卷四）や佛祖統紀（卷四十七）などによると此の宗の開創は北宋徽宗の大觀二年（西紀一一〇八）に西京（河南）寶應寺の僧淸覺が杭州の白雲庵に據つて、佛經に依倣して、四果十地を立て、大小兩乘を分ち、宗論數篇を造つて之を流俗に傳へたことに始まる。當時其の徒は宗祖淸覺を白雲和上と云ひ、その敎門を白雲宗（又は十地茶）と呼び、專ら禪宗を敎敵として之を排擊することに努めたので、覺海愚禪師を始め、禪門僧侶等の烈しい反對に遭つて、遂に時の政府から異端邪流の徒と見做され、淸覺は之により南恩州（今の廣東省江陽縣）に流謫さるゝことになつたのである。(1)

元僧覺岸の釋氏稽古略（卷四）は白雲宗祖淸覺の行狀や開宗の始末などについて可なり詳細な記述を遺してゐるが、之によると淸覺は正に立派な一個の堂々の大師として取扱はれてゐる。即ち、覺岸の記する處によると淸覺は號を本然と云ひ、宋仁宗慶曆三年十月二十二日に洛京登封縣の孔氏の家に生れ、孔子五十二世の孫に當る。その曾祖高勍は五代の梁唐二朝に歷事して、後唐の同光年間には襄州、澤潞、河陽等の節度使となり、官、太子太師にまで叙せられたといふことである。父は訢と云ひ、進士にして隱德を積み、母は崔氏の出身である。淸覺の

幼時は一般儒生に見るが如く、穎悟にして儒術を學び、鄉擧に應じて秀才にも擧げられたが、神宗の熙寧二年、法華經の播閲によつて脫俗の志を起し、遂に汝州龍門山寶應寺の海慧大師の門に入つて剃染出家することゝなつた。然るに其後、師の許を辭して雲水の旅に出で、嘉州峨嵋山の千歲和尙に就學し、次いで淮西舒州(安慶路)の浮山に遊んで、此の地の太守巖に庵を結び宴座靜觀の生活を營むこと二十年に及んだそうである。

かくて哲宗の元祐七年始めて南を指して浙江に遊び、翌年杭州の名刹靈隱寺に來つて、當時禪門の巨匠の一人である圓明正童禪師(2)の庇護により、靈隱寺背後の白雲庵に留錫して、こゝで始めて立敎開宗の法幢を飜すことゝなつた。彼の宗門が白雲宗と呼ばるゝ所以は全く此の住庵の名に因んだものである。併し彼は間もなく此の白雲庵を去つて餘杭に移り、龍門山に據つて福地庵を營み、此處で法筵を開いたが、徽宗の崇寧三年は錢塘の六和塔開化寺に來つて其の背後の紫雲庵に卓錫して新宗敎の宣傳布敎に努めた。然るに偶々此頃宋徽宗は林靈素等の道士の言に惑ふて道敎を篤信して之を國敎となし、排佛毀釋の運動を起したので、淸覺は證宗論、三敎論、十地歌などを造つて之に對抗しつゝその宗旨の宣傳に努力したのであつた。かくて徽宗の大觀元年には更に湖州歸安に布敎してその地の千金市に十地庵を建て、次いで烏程の菁山に轉じて、此處に出塵庵を營んで法益を弘めた。かゝる間に彼は再び敎徒の求に應じて錢塘に歸り、曾て以前に法華經を講じてゐたこの地の正濟寺に住して四果十地の新宗旨を布敎してゐたが、偶々證宗論が朝政に忤ふものとして忌者の爲めに官に訟へられたので、政和六年罪せられて、遂に廣南恩州(廣東江陽縣)に編竄の憂目を見ることゝなつた。併し宣和二年にその弟子政布等十人が京師(杭州)に詣つて淸覺の寃罪を狀陳したので、之が爲めに、翌年七月恩赦の命に接することを得たが、永年の配竄生活が祟つたものか、その年九月二十六日、恩州で死んでしまつた。釋氏稽古略によるとこの時世壽七

十九。僧臘五十二夏。とあるが、仁宗慶曆三年から徽宗宣和三年までは八十六年であるから法臘の五十二夏は兎も角も、世壽七十九とあるるのは覺岸の記憶の誤であらう。清覺の長逝と共に弟子慧能は遺命によつて、宣和五年二月に、其の遺骨や舍利を餘杭南山に歸葬して、こゝを白雲山普安寺（後、普寧寺と呼ぶ）と改稱した。是とともに清覺の遺弟等は師の舍利を生前掛錫の地であつた德清の龍山、超山、方山、乾元山、及ひ歸安の巖山など に分葬した。是等の地は、其後いづれも白雲敎徒によつて神聖な靈地、遺蹟として尊ばれ、多くは宗祖の靈廟や寺庵が建てられたやうである。而して此の宗門は主に、かゝる靈地の多く散布せる、浙右の地方に隆盛を見るやうになつたのである。

〔注解〕

(1) 元史卷一七八、王結傳を見ると

先時有レ罪者。北人則徙ニ廣南一。南人則徙ニ遼東一。去レ家萬里。往往道死。結、請更ニ其法一。移ニ鄉者一。止ニ千里外一。改レ過聽レ還ニ其鄉一。因著爲レ令。

とある。之は主に元代の事について述べたものではあらうが、流謫の場合に北人なれば廣南（嶺南）に移し、南人なれば遼東に移すといふ風は既に宋代からもその通であつたらしい。孔清覺は汝州登封縣の人で、明かに北人であるから、釋氏稽古略に編ニ官廣南恩州一とあるは正しくして佛祖統紀に坐流ニ恩州一とある恩州は北方の恩州（宋時の北恩州は今の河北省の清河縣附近）ではなくして、南恩州（廣東江陽縣附近）を意味するものであることに間違はない。

(2) 靈隱寺の圓明正童禪師の事は續傳燈錄（卷十一）にも見えてゐる。

二

以上は白雲宗の開祖清覺の立宗開敎に關する顚末であるが、此の宗門の敎理や敎團組織などに關しては不幸に

して徴證すべき文献がない。併し良渚(釋門正統卷四)や志磐(佛祖統紀卷四十七)などによると、清覺は立二四果十地一。以分二大小兩乘一。造二論數篇一。傳二於流俗一。とあるが、四果は佛教では聲聞乘の聖果の差別であり、十地は大乘に於ける菩薩の佛道證修の階段の一である。是等の四果十地の二種の法が白雲宗の教義に於て如何なる關係に立つてゐたものか、單に名稱の羅列でけでは全く判斷に苦む譯である。併し、此の宗が禪を排斥する點や朝夕十地歌などを高唱し、大乘十地の菩薩の三昧に住して利他の業に精進し、食肉葷酒を避け、吃菜躬耕の簡易生活を奬める點などを併せ考ふる時は、當時教門の方面で一大勢力を有つてゐた天臺宗の教系を引けゐ、頗る現實生活に即した戒律宗の一種で後に述べる如く有髮の優婆塞宗門であつたらしい。尤も清覺自身の本來の宗籍も亦明かでないが、彼が開宗當時に、江南地方の禪門の巨刹たる杭州靈隱寺に來り、圓明童禪師に倚つて白雲庵に住むことを許されたことなどを考えると彼の前身は恐らく禪家の僧侶であつたものであらう。

次に白雲宗の根據地やその所屬の寺庵などを考ふるに、佛祖統紀(卷四十九)によると、南宋寧宗嘉泰二年に餘杭南山白雲庵の道民沈智元が宋の朝廷に勅額下賜の請願をなした記事がある。此時宋の廷臣は之に反對して智元僞民之魁。左道惑レ衆。挨二之國法一。罪不レ可レ勝レ誅。といつてゐる。又、元史仁宗紀によると江南白雲宗總攝があり、宋朝から榮祿大夫司空の官爵を授けられたが、後姦惡の行があつて朝廷から罰せられた記事がある。此の元史に見えた白雲宗總攝の沈明仁は佛祖統紀に出てゐる僞民(白雲宗道民)之魁と罵られた餘杭南山白雲庵の沈智元の同族で、恐らく其の後繼者の一人であらうと考えらるゝから、白雲宗總攝(即管長)の據れる同宗の本山と目すべき地は餘杭の南山であつたことが判かるのである。此の寺は既に前に述べた如く、此の宗の開祖清覺が配所で歿した時に、その弟子慧能が遺骨や舍利を歸葬したといふ大普寧寺のことで、之が其後宗祖埋骨の靈地として

特に此宗の本山に選ばれたものと見える。而して此寺は清覺が開宗當時、一時掛錫してゐた杭州靈隱寺後山の白雲庵とは自から別個の地ではあるが、清覺歿後、白雲宗の根據地となつた關係から、その教徒によつて白雲庵と名づけられたものであらう。又、此の寺を餘杭龍門山などと呼ぶのは、恐らく清覺が始めて入道出家した洛陽龍門山寶應寺に因んで附けられた名稱であらう。而して此の普寧寺は元初(十三四世紀の交)には白雲宗の本山たるとともに又江南地方の佛教教學の淵叢地となつてゐたものと見え、元の成宗大德年間には此處で元藏が出版せられてゐる。縮刷藏經目錄部(結帙八)を見ると元成宗大德三年己刻歲臘月の日附ある此寺の比丘如瑩の題序ある大普寧寺大藏經目錄(四卷)が收載せられ、その表題には杭洲路餘杭縣。白雲宗南山大普寧寺大藏經目錄とあり、其の末尾には當時この元藏の校勘者として奉口峨嵋山崇聖寺傳天台宗教比丘師正の名が明記されてゐる。嘗て、白雲宗の開祖清覺が就學したといふ嘉州峨嵋山の千歲和尚といふのは此の崇聖寺師正等の法脈に屬する天台宗の巨匠ではなかつたらうか。果して然りとすれば余が前に述べた如く白雲宗の開祖清覺の法統が教門の台宗から出たものでないかとの推測が的中する譯である。

因に此の元藏目錄の末に、白雲和尚初學記、白雲和尚正行集の二部が收錄せられてゐるが之は此の元藏編輯の際に、大普寧寺の如瑩等が、白雲宗祖清覺(白雲和尚)の著書文集を特に此處に收載したものと思はれる。

白雲宗には其の本山たる餘杭南山大普寧寺の外にも釋氏稽古略によると、崇德の甑山、松林、善住などは清覺在世中の行道の地であり、德清の龍山、超山、方山、乾元山や歸安の巖山などは彼の舍利分葬の地であるといへば、之等の靈地遺蹟には必ず白雲宗の靈廟寺庵の類が存置されてゐたものと思はれる。此の他、清覺在世中の轉法の地である、杭の白雲庵を始め、錢塘の紫雲庵、烏程の出塵庵なども白雲宗道民の崇仰措かざる靈蹟の一とな

つてゐたであらうが、宋の周密の武林舊事の杭州葛嶺の條下を見ると、萬壽寺といふ寺があつてその下に著者が注して南山白雲宗建としてゐるから、白雲宗徒が各地に營造した寺廟私庵の類は獨、覺岸の稽古略に見えたものゝみに限られない樣である。

三

次に此の宗民の教團生活の一班を考察する。此に就いて第一に注意すべきは道民といふ者の性質である。換言すれば道民と稱する者は果して剃髮染衣の沙門であるか、或は素服烏帽の優婆塞の類であるかといふ事である。志磐の佛祖統紀(卷四十九)によると、元の仁宗延祐七年の御史台臣の白雲道民彈劾の文が載せてある。之によると、

白雲宗總攝所レ統。江南爲レ僧之有髮者。不レ養二父母一。避レ役損レ民。乞追二收所レ受璽書銀印一。勒還二民籍一。從レ之。罷二總統所及各處僧錄、僧正、都綱司一。凡僧人訴訟悉歸二有司一。

といふ明文がある。此の時の白雲宗總攝は元史仁宗紀によつて見ると沈明仁にして、彼は仁宗延祐二年に榮祿大夫司空の榮職に補せられてゐるから、此處に璽書銀印とあるは司空の印璽に相當して當時沈明仁の帶ぶる處の者である。此の文によると、此時、彼は印璽を褫奪されて民籍に還編せられたのみならず、彼の部下に屬する有髮僧も亦民籍に還されたのである。是によつて見れば有髮僧が道民である事が明かなるのみならず、白雲宗の總攝たる沈智元すらも有髮の道人であつたことが此の文の前後の脈絡によつて推測し得らるゝやうである。又、元史仁宗紀延祐七年の條にも、

白雲宗總攝沈明仁爲二不法一。坐罪。詔籍二江南冐爲白雲僧者一。

とある。此處に冐爲白雲僧とあるものが此の文字使用の上より推察して白雲道民なる事は明かであるから、沈智元が白雲僧と記されてゐるとも有髮の道民と異つたものではあるまい。既に白雲宗の僧侶即道民が優婆塞の類でありとすると之は吃菜避葷、妻帶を禁ぜゐ戒律の頗る嚴格なる宗旨たる點に於て我が國醍醐三寶寺派の山伏（修驗道）に類してゐたやうである。いづれにしても斯の如く白雲宗の道民は有髮の道人にして佛教の淨業に精進する宗教團體に外ならぬ(1)。

然らば是等の道民の修道の方法や日常生活の狀態はどうか。志磐の佛祖統紀（卷四十九、五十五）に於て引用せる南宋寧宗時代の宋朝廷臣の白雲道民彈劾の文を見るに、

道民者。遊墮不逞。喫菜事魔。所謂奸民者也。自植二黨與一。十百爲レ群。挾二持妖教一。聾二瞽愚民一。或以二修路建橋一爲レ名。或倣二誦經焚香一爲レ會。夜聚曉散。男女無レ別。所レ至各有二渠魁一相統。遇レ有二訟訟一。合謀并力。厚啖二胥吏一。志在二必勝一。假二名興造一。自豐二囊橐一。創二置私庵一。以爲二逋逃淵叢一。

とある。此の文は當時の廷臣が白雲宗主の沈智元を彈劾したものであるから、白雲宗徒を敵視せる官僚の言として多少の誇張や誣罔はあるとしても、當時の白雲道民の大體の實狀を傳ふるものと見てよい。此の中、特に注意すべきは、當時の白雲宗徒が、

（一）各地に同志の淨業團體を造つて、各々それに渠魁を戴き、宗旨の宣傳布教に努めたる事。

（二）かゝる團體員は比較的團結心强く訴訟公事などの場合には協力一致して宗門の擁護や團員の利害を防禦せし事。

(三)讀經供養や淨業進修の目的で團員が時々集會を開きし事。

(四)寄附勸進に依て各地に私庵を經營し、諸方の道民を之に誘致收容せしこと。

(五)道民は道路の修繕、橋梁の建築などの公共事業にも盡力せしこと。

等の諸項であらう。即、是等の點を綜合して考ふる時には、白雲宗の道民は佛道修行の目的を以て自發的に一所に集つた克己禁欲の淨業團體で、その集團生活の中心は本山を始め、宗祖の遺蹟や靈地に散在せる私庵の類であつたらしい。而して其の經濟生活はこれらの私庵に附屬せる土地を共同に耕作して自給自足の生活を營んでゐたやうである。かゝる意味から考へると道民なるものは白雲宗の寺庵に屬する一種の寺附農民、寺有農奴であるとも見られぬことはない。勿論かゝる道民中には信仰が主でなく單に生活糊口の爲に假に道民となつてゐる者もあり(2)、或は自己の所有地を無稅復役の特權ある白雲宗門の巨刹に寄進依托して自から道民佃戶などの名を冒して課稅賦役を免かるゝといふ奸民も少からず出て來るやうになつたらしい。前に引用した南宋寧宗時の廷臣の白雲宗道民疏劾文の末尾に、

寄二居勢家一。認爲二己產一。蓋庇執占。臺諫指レ名。以奏。

とあるのを見ると、之は當時白雲宗の道民(沈智元)等が勢家權門と結托して自己の所有地を之に寄托し、功德院の類となして、脫稅免役の不正行爲を敢行してゐたものであらう。

又元史、仁宗紀、延祐六年の條を見るに、

中書省臣言。白雲宗總攝沈明仁。强二奪民田一萬頃一。誑二誘愚俗一十萬人。私賂二近侍一。妄受二名爵一。已奉レ旨追奪。請汰二其徒一。還二所レ奪民田一。

といつてゐるのも、事實は榮祿大夫司空の榮爵を有する沈明仁がその勢力を利用して道民の所有田地の依托を受け、これを無税地として更に道民に耕作せしめるといふ姦惡の行が官邊に暴露したものであらう。

佛教の勢力が萬能の時代にありては寺領は概ね無税にして、之に伴ふて徭役も免除さるゝといふのが殆ど原則とされてゐた、北宋の諸帝后妃を始め、元勳相將の徒には佛教の篤信家が多く、從て勅額の寺院や相將の功德院（菩提寺）などは概ね斯樣な特權を保有せる肉山が多かつた。然るに北宋末から南宋にかけては遼金西夏などの國際關係が甚だ險惡にして僧道の度牒料までも國家の歲入豫算に見積るといふ程、財政が窮乏してゐたので、南宋の世になると前代からの由緒ある勅額の名山巨刹などの外は概ね寺院の所領にも租税賦役を課したが、それでも王侯相將の功德院などは大低課税徭役を免かれてゐたものが少からず、中には課税を免かれんが爲めに權門要路と結托して功德院の名を藉り、却て之等の誅求剝削に苦むといふ寺院もあつた。是等については志磐の佛祖統紀（卷四十、四十七、四十九）などにその弊毒が痛論せられてゐる。かゝる免税復役の特權を有する寺院は又一方に於て民田を寄進の名によつて收納して、その實際の所有主と結托して公然の脫税を敢てするといふ弊風を生ずることゝなつた。南宋中期に白雲宗主の沈智元が勅額の下賜を乞ふたのも實は寺領免租のバスを得んとする下心に外ならぬものでないか。而して白雲宗の道民等が淨業進修の名の下に餘杭南山その他の靈地に集まるといふ動機の一つには確にかう云ふ免役脫税といふ經濟的原因が伏在してゐたものと考えられる。

殊に元代に這入ると世祖を始め歷代の帝王后妃が佛教の篤信者であつた爲に、喇嘛教を始め、佛教各宗派の黃金時代を現出し、その領田、所有地は概ね免租の特權を有するにあらずば、減税地となつてゐたが爲めに（元史食貨志卷九三）私田を寺院に寄托して租税徭役を免かれんとする不逞の輩が前代よりも遙に增加して來るは當然

の勢である。元史の仁宗紀に白雲宗の總攝沈明仁が强奪民田二萬頃。誑誘愚俗十萬人などいへるは正にその信者道民の寄托せる田畝の額と來屬佃戸（道民即寺付農奴）の口數とを竝擧したものと思はれる。此の外、元史世祖紀や釋老傳に、江淮釋教總攝の楊璉眞加が杭州宋宮の遺址に塔寺を營み、此に據つて江南の民田二萬三千畝を强奪し、平民を私庇して公賦を輸せざるものが二萬三千戸に及んだといふ事が記されてゐるものも正しく此の私田寄托の脫稅行爲を述べたものに外ならぬ。(3)

〔注解〕

(1) 佛祖統紀（卷五十五）によると

道民者。喫茶事覺。所謂姦民者也。既非僧道童行。自植黨與。千百爲群、云々

とある。此處に既非僧道童行といへるは主として其の行爲や形相について述べたものと思はるゝから、之も道民が僧形にあらざる一證となるであらう。

(2) 宋僧賛寧の僧史略（卷下）大秦摩尼の條に、

蓋影旁佛教。所謂相似道也。或有比丘。爲飢凍故。往々隨之效利。

といふ文がある。之に依て觀ると貧苦の爲めに邪宗門に依附する者も少くなかつたやうである。

(3) 元史（卷二百二）釋老傳に

嘉木揚喇勒智（世祖本紀之楊璉眞加）……攘奪……田二萬三千畝。私庇平民。不輸公賦者。二萬三千戸。

とあり、同書（卷十六）世祖紀、至元二十八年の條には、

宣諭江淮民。恃總統璉眞加力。不輸租者。依例徵輸。

とあるなどは、いづれも楊璉眞加の蓋庇執占の姦惡行爲を述べたものである。

四

白雲宗道民は以上述べた如く、此の宗の寺庵に屬して佛道を勤修する一種の寺附農奴の類であるが、その發生當時は勿論、大乘十地の菩薩の利他の誓願に法とり、佛道專修を目的とした淨業の團體に外ならなかつた。併しその爲す處が、茅子元等の主倡せる白蓮菜や、兩浙福建各地の秘密教匪である摩尼明尊教徒(吃菜事魔の徒)と著しく類似してゐたが爲に、官憲や敎敵などから不逞の奸民として迫害排斥されてゐたのである。前に引用した宋廷臣僚の彈劾文にも道民者。遊墮不逞。喫菜事魔。所謂奸民者也。とか、或は挾二持妖敎一。聾二瞽愚俗一。夜聚曉散。男女無レ別とか、甚だしきに至つては欲下下二臨安府一。將二智元(道民巨魁)等一。重行二編竄一。籍二其物業一。以爲傳二習魔法一。玩二視典憲一者戒上。といつて、官憲から徹底的に排斥されてゐる。獨、斯樣に官憲の迫害ばかりでなく、彼等は又禪宗その他の敎敵からも排斥壓迫を加へられ、宋僧良渚の如きも釋門正統(斥僞篇)に於て、假二名佛敎一。以誑二惑愚俗一。とか或は愚癡誕言。妄干二正道一。とか云つて白雲宗の道民等を非難攻擊してゐる。

併しながら南宋時代から既に斯樣に官憲や强敵から非難攻擊を受け迫害排斥を蒙むつたにもかゝはらず、此の宗門は道民の熱心なる支持を受けて開宗以來、江南殊に兩浙地方では相當の勢力を持續し來り、元代になつてからも佛敎隆興の機運を利用して、巧に敎線を張り、江南佛敎界の一大勢力となつたらしい。(1)

元史、仁宗紀、延祐二年の條を見ると、

授二白雲宗主沈明仁一。榮祿大夫、司空一。

といふ記事が見える。司空は太尉、司徒と共に三公の一で、漢代では宰相の一として實際政事に與つてゐたが、

元代では之に代るべき樞密中書御史臺などが設けられてゐて、三公の職は元勳功臣に與へて、榮譽を表示する殆ど一種の空名にすぎなかつたが、而もかゝる最高の榮位高職を白雲宗主の沈明仁に賜はつたといふことは此の宗の勢力の比較的強大であつたことを物語るものであらう。(2)

併しかゝる白雲宗の隆盛は永くはつゞかず、間もなく教主沈明仁の非違の行が朝廷に暴露して彼は罪せられ、その徒は淘汰されてしまつた。即ち、延祐四年の勅には

禁二總攝沈明仁所佩司空印一。毋レ移二文有司一。

とあつて司空の印を濫用して有司に移牒し各種の非行を遂ぐることが出來ない事になつてしまつたが、引つゞいて延祐六年十月には既に第三項で述べた如く中書省の臣僚が沈明仁を彈劾して、

強二奪民田一萬頃一。誑二誘愚俗一十萬人。私賂二近侍一。妄受二名爵一。已奉レ旨追奪。請汰二其徒一。還二所レ奪民田一。

といひ、仁宗は有司の請を裁可したが、更に、延祐七年一月には浙江行省丞相黑驢(赫嗟)は沈明仁を疏劾して、

白雲宗僧沈明仁。擅度レ僧。四千八百餘人。獲レ鈔四萬餘錠。既已辭伏。今遣二其徒沈崇勝一潛赴二京師一。行レ賄求レ援。請逮赴二江浙一。併治二其罪一。

といひ、仁宗亦この請を容れてゐる。即、これらの記事によつて見ると當時餘杭南山の白雲宗主沈明仁は元の宮廷の近侍に贈賄して榮祿大夫司空といふ榮位高爵を受け、之によつて愚民を眩惑して教勢を擴張すると共に、一方に於ては民田の寄托を受けて寺領を富まし、總攝の職權を濫用して擅に僧尼を度してその度牒錢を私してゐたものであつた。仁宗はかゝる沈明仁の非行の調査糾明を浙江行省に命じたるに、沈はその腹心の弟子沈崇勝を潛に京師に派して、行賄によつに官邊を賣收し、その罪を免れんとしたが、之も浙江行省の丞相、黑驢によつて摘

發せられ、沈崇勝は逮捕されて京師から行省に送還されて師の沈明仁と共に司直の裁きを受くるの止むなきに至つた。仁宗本紀によると、之が延祐七年一月であつた。その結果沈等の罪狀明白となつたので、同年二月に江南白雲僧の一大淘汰が斷行さるゝことゝなつた。元史仁宗紀延祐七年二月の條に、

白雲宗總攝沈明仁爲二不法一。坐罪。詔籍下江南冒爲二白雲僧一者上。爲レ民。

とあるのは此事を述べたもので、白雲宗が事實上、禁止されて仕舞つたわけである。白雲宗の僧徒が民田を占領したり、或は寄進依託によつて脫稅その他の非違を敢てするといふ傾向は獨、仁宗の時代に始まつた譯ではないらしい。元史成宗本紀大德七年の條を見ると、

江南白雲宗攝所。其田令二依レ例輸一レ租。

とある。此の攝所とあるは總攝(所)に對して云つたもので、此の頃餘杭白雲庵大普寧寺の總攝所の外に各地方に小檀林に相當すべき攝所が置かれてゐたものと見える。而して此の攝所の置かれた白雲宗の寺刹には免租の田地が多量に附屬してゐて、種々の弊害が伴ふてゐたものと見える。元史尙文傳(卷一百七十)によると大德七年の條に、奏斥二罷南方白雲宗一。與レ民均、事二賦役一。とあるから、前の白雲宗攝所の淘汰折除も尙文等の獻言に基くものかと思はれる。次いで大德十年には

罷二江南白雲宗都僧錄司一。汰二其民一。歸二州縣一。

とあるから白雲宗僧徒の監督である都僧錄司が廢せられて、此の下に屬する道民を淘汰してその鄕貫に送還したものと見える。

之等の諸例によつて見ると、白雲宗徒の脫稅免役の議は獨、仁宗時代に突發した問題ではなく、成宗以來の懸

案であつたらしい。從て仁宗延祐七年二月の白雲僧の大淘汰はこれら永年の懸案を完全に解決した譯であるがこれと共に、白雲宗の傳道布教も朝令によつて禁止せられたものと見えて此の後は此の宗徒が公然、布教に從事した記事を史上に見出さない。元史英宗紀、至治二年の條には禁二民集一衆祈二神。とか、禁二白蓮佛事一などの明文はあるが、白雲宗の禁令は見えてゐない。かゝれば此の宗門は元の仁宗延祐七年の禁令以來、潛行的の策動は兎も角、實際上、滅亡の狀態にあつたといつてよいであらう。此の篇の劈頭に掲げた明律集解、祭祀律の條に白雲宗を以て彌勒佛や白蓮社、明尊教などと竝擧してゐるのは明初に白雲宗が實際に流行してゐたといふ事實を物語るものではなく、單に禁壓に値する異端宗門の一例としてその名を列ねたものに過ぎないやうである。

〔注解〕

(1) 宋末に於ける白雲宗の宗勢が如何なるものであつたか、之を知るべき材料が見當らないから、此處でその形勢を述べることは出來ないが、宋の張孝祥の于湖集に贈白雲道人贊があり、之に、

白雲說相。口舌濶醜。南山霧中。時見二一班一。

などゝあり、此の南山が果して餘杭の龍門山だとすると、此の贊は白雲宗の道人の一人を詠じたものと見らるゝから、當時の活氣旺溢せる白雲宗の布教の狀勢が看取せらるゝ譯である。

(2) 元代では僧道に榮祿大夫大司空だとか開府儀同三司だとかいふ榮位名爵を與える風が盛に流行した。是を弊風として憤慨するもの多く、仁宗の時、一時李孟の進言によつて廢止されたが、泰定帝の頃には再び、此の風が盛行して、李嘉賓、傳巖起等の極諫も全く無効に終つた。之等の始末に就いては、元史(卷二十六)仁宗紀。同李孟傳(卷一百七十五)。同泰定帝紀(卷二十九)。佛祖統紀(卷四十九)などを參照せられ度い。

以上によつて、大體、白雲宗興亡の顚末や、その宗旨及び道民の生活などの概要を叙べたが、最後に此の宗門の興亡の原因について一言を費したい。

北宗から南宋にかけての時代は政治上にも一大混亂が起つたが思想や信仰の方面に於ても、學者の注意に値する頗る重大な時期である。

周敦頤や二程子が道學の種子を播いて過去一千有餘年間(漢代以來)の孔教に一大轉期を劃した事は餘にも有名な話であるが、道教の方面に於ても林靈素や張虛白の徒によつて主として其の實踐的方面(科儀などの方面)に於て多くの改修(モデイフイケイシヨン)が加へられ、引いては金元時代の新道教(ネオタオイスム)に道を開いた傾向が充分に看取せられる。

佛教方面に於てもその例に洩れず、唐代以來、永くその全盛を誇つた禪宗が漸く腐敗發酵の徴を呈し來つて形式的の公案や空疎な提倡などが次第に人心を離れて、現實に立脚し、實際生活と密接なる關係を有する通俗易行の宗門が一般社會から驩迎せらるゝ樣になつた。他力易行の淨土門が幅をきかしたり、摩尼明尊教や白蓮闍梨菜のやうな異端宗門が横行跋扈するやうになつたのもかゝる時代の思想信仰上の空虛無聊を滿さんとする自然の要求に適應したものであらねばならぬ。而して白雲十地菜も亦、實にかゝる時代の必要に應じて、思想混亂の世に生れ出た新宗門の一であるが、宗祖淸覺開創の時代には大乘十地の菩薩の利他の淨業を本願理想として克己禁欲の生活に甘んじ、民衆の公益を念として、佛道專修に邁進したやうであるが、不幸にして宗祖の歿後間もなく教團指導の大任にあたれる此の宗門の幹部總統の輩が俗世間の物欲に眩惑せられて、宗祖出世の本願を忘れたるが爲めに、開宗以來僅に二世紀を出でずして滅亡の止むなきに立到つたものである。

但、宋元時代の白雲宗や白蓮菜の如き道俗混合の中間的教門はその教儀信仰が俚耳に入り易く、從て弘通の範

圍も自然廣汎に亘つたものであるが惜哉、支那本國では之等が異端邪宗門として一般社會の迫害壓抑を蒙つて充分發達の機運を見るに至らなかつたことは返すゞも殘念な事である。併しながら之等の異端宗門は我が國鎌倉室町時代の他力易行門や修驗道の如き優婆塞宗門の勃興隆盛に影響する處が少くなつたことは改めて茲に贅言を費す必要を認めないであらう。（昭五、一〇、三〇）